

動薬協会発 29 号
令和 7 年 5 月 7 日

公益社団法人日本動物用医薬品協会
会員各位

公益社団法人日本動物用医薬品協会
理事長 池田 一樹
(公印省略)

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令等の一部改正について

平素より協会事業にご理解とご支援を賜り、御礼申し上げます。

さて、標記のことについて、別紙のとおり、消費・安全局長通知（7 消安第 234 号）がありましたので、お知らせします。

7 消安第 234 号
令和 7 年 5 月 1 日

公益社団法人 日本動物用医薬品協会理事長 殿

農林水産省消費・安全局長

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令等の一部改正について

のことについて、別紙 1 のとおり本日付で公布されましたので御了知の上、本改正事項について、貴団体の会員又は組合員に対する周知徹底方お願ひします。

なお、本改正の概要については、別紙 2 を御参照ください。